

# 平塚市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

## 【素案】

愛称：(仮)ひらつか子育て応援プラン

# 「たたき台」

## (抜粋版)

抜粋版のため、ページ番号が続いていない箇所があります。

令和〇年〇月

平 塚 市



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現在の傾向が続けば、2053年には、日本の総人口が1億人を割ることになり、厚生労働省の人口動態統計では、2018年の1年間に生まれた子どもの数（出生数）は91万8397人となり3年連続で100万人を割っている状況です。本市においても、人口は、2010年11月の26万863人をピークに減少傾向となっています。また、年少人口（15歳未満）が緩やかに減少傾向となる中で、2002年には老年人口（65歳以上）が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいる状況です。一方で平成29年度中の0～4歳の子どもの転入超過数が241人と県内1位になるなど、明るい兆しも伺えます。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、地方公共団体及び事業者も行動計画を策定することを義務づけ、次世代育成対策の推進を図りました。一方で子育てをめぐる厳しい環境を改善し、子育てしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律の主旨は、新たな子育て支援の仕組みを「子ども・子育て支援新制度」として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とし、子ども・子育て関連3法の1つ、「子ども・子育て支援法」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。さらに次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代徳世支援対策推進法」が平成37年（令和7年）3月31日まで延長されています。

本市ではこうした背景を踏まえ、平成27年度から5年を期間とする「平塚市子ども・子育て支

援事業計画」を策定し、子育て支援の充実などに取り組みました。この1期の計画期間が終了するにあたり、子育てニーズの多様化、子どもの貧困や虐待への対処など、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを踏まえた、今後の子育て支援の在り方についての方向性を明確にするため、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする第2期の「平塚市子ども・子育て支援事業計画」となる〇△プランを策定しました。



## 2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけ、策定したものです。また、「次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画」を内包する計画としていたるとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、さらに、子どもの貧困に対する支援となる「子どもの貧困対策」も盛り込んでいます。

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む満18歳未満の子どもとし、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

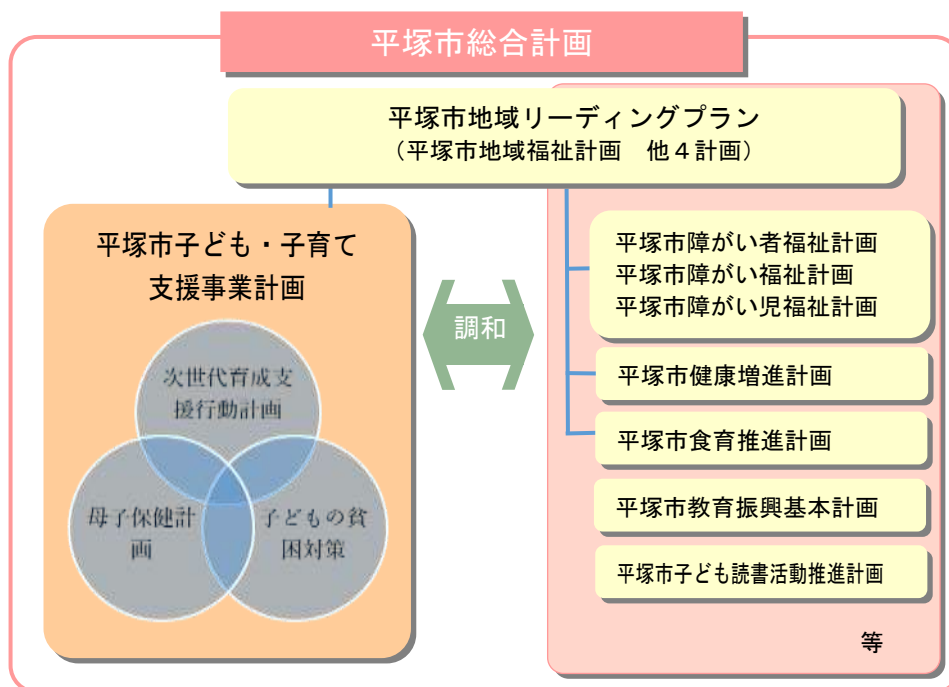
この計画は、「平塚市総合計画 ～ひらつかNeXT（ネクスト）～」の実現を目指し、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、子ども・子育てを推進するための計画とします。また、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進していく中で、「平塚市地域福祉計画」を「平塚市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、「平塚市障がい者福祉計画」、「平塚市健康増進計画」、「平塚市食育推進計画」等の諸計画と調和及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。

また、本市では、総合計画の重点施策として位置づけられている「子どもを産み育てやすい環境づくり」に関わる各施策を強力に進めるため、平成28年度に「子育て支援の強化・充実に向けた政策フレーム」を策定し、施策間の横の連携と子どもの成長の時間軸を体系化し、各事業を推進してきました。

引き続き、国の基本指針に基づき、本市の独自性を踏まえ、市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取組みの推進を図っていきます。



【 計画の位置づけ 】

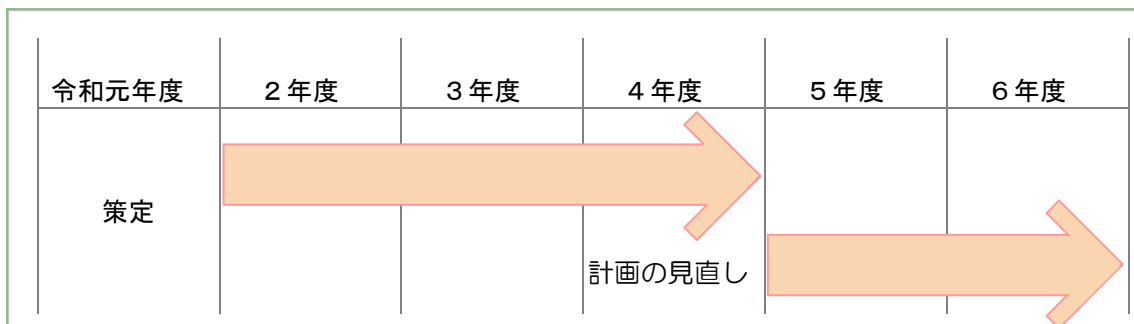


3 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づいて、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年の令和4年度において、計画の見直しを行うものとしています。

【 計画期間 】



## 4 計画策定体制と経過

### (1) アンケート調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童(0～5歳児)の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ○ 調査の目的

この調査は、子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、令和2年度から令和6年度までの5年を1期とする「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

#### ○ 調査対象

市内在住の0歳～5歳児までの子どもの保護者 2,500名

#### ○ 調査期間

調査票の発送 平成31年1月10日(木)  
調査期間 平成31年2月1日(金)まで

#### ○ 調査方法

郵送により対象者に送付、郵送回収にて調査を実施

#### ○ 回収結果

配布数	回収数	有効回収率
2,500通	1,349通	53.96%

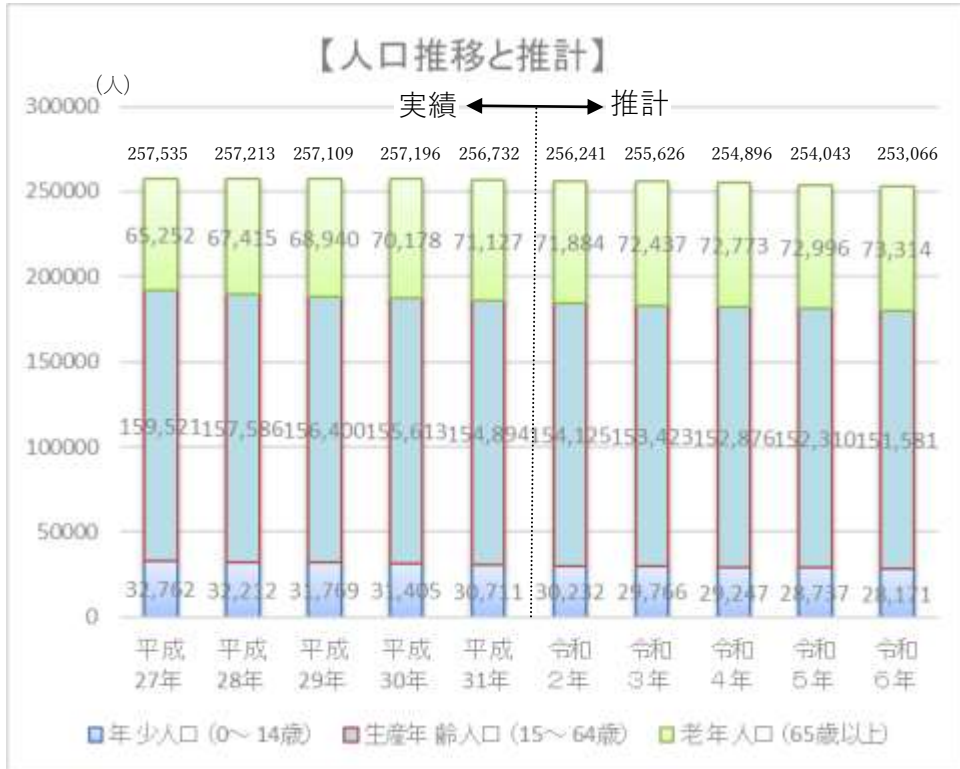
### (2) 「子ども・子育て会議」の審議

子育て当事者等の意見や子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平塚市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

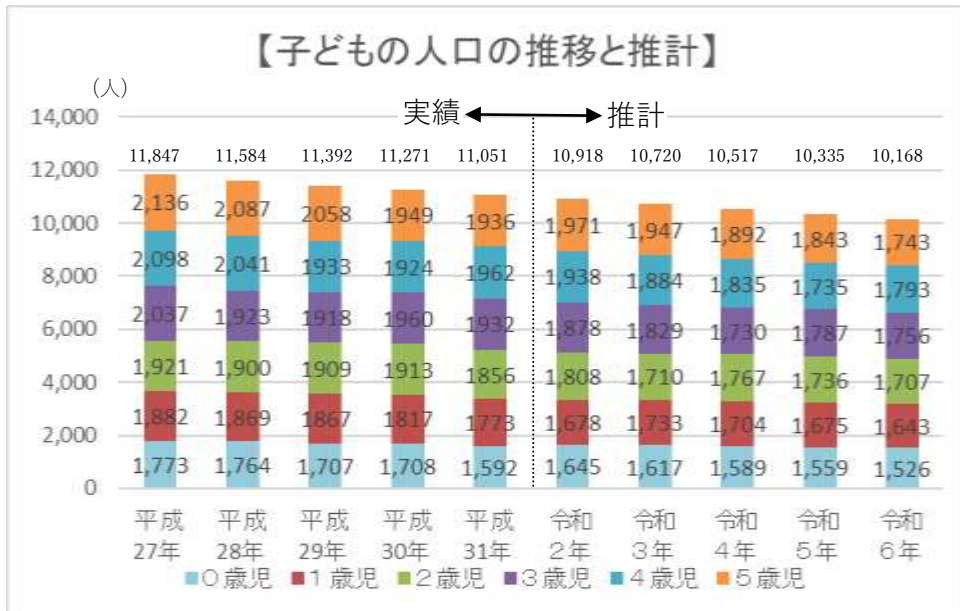
### (3) パブリックコメントの実施

計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、市民から意見を募りました。





資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



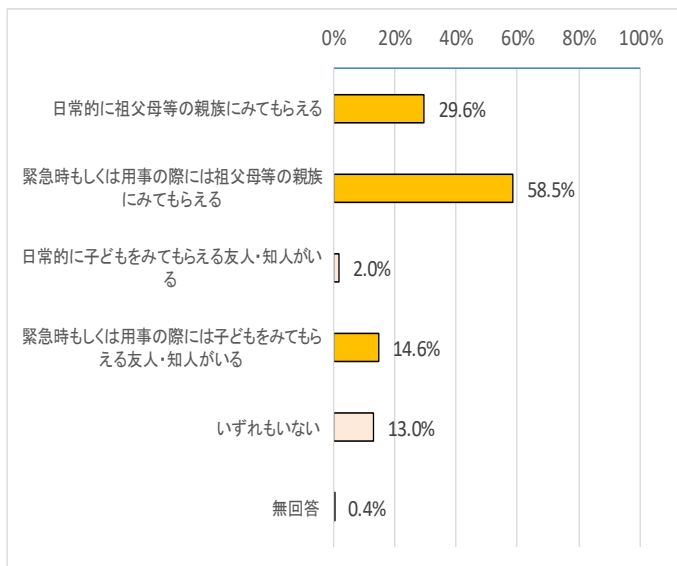
## 4 アンケートから見られる現状

### (1) お子さんのご家族の状況について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

#### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が14.6%となっています。

【 子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童調査） 】

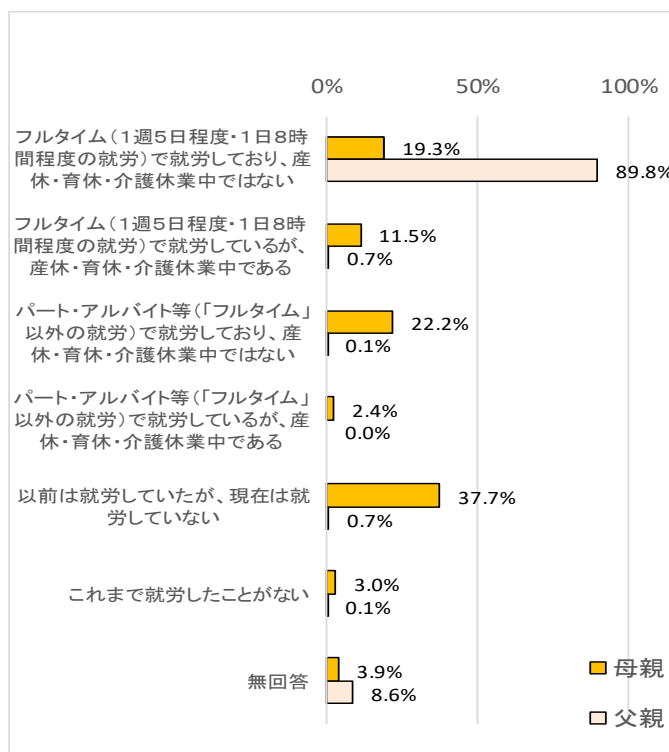


《 該当となる回答 》  
 全有効回答数：1,349 件  
 (複数回答可)

#### ② 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.2%となっています。
- 父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が89.8%となっています。

【 母親と父親の就労状況（就学前児童調査） 】



《 該当となる回答 》  
 (ひとり親を除く)  
 母親：1,349 件  
 父親：1,349 件

## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

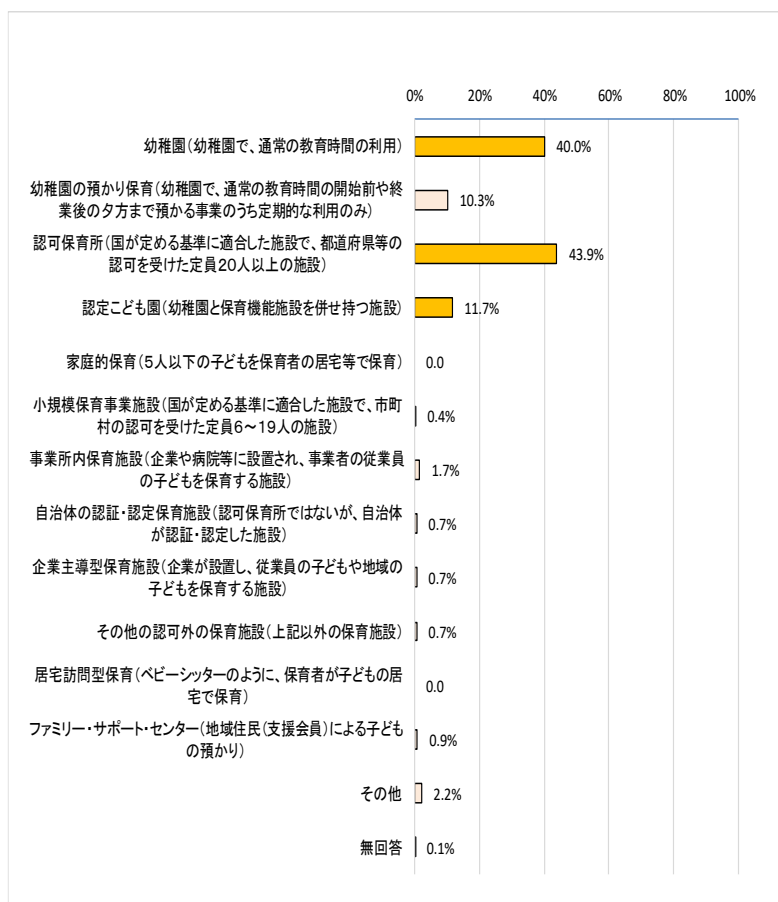
### ① 平日利用している教育・保育事業

- ・幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で62.6%

(845件/1,349件)となっています。

- ・その内訳は「認可保育所(国が定める基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上の施設)」が43.9%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の教育時間の利用)」が40.0%、「認定こども園(幼稚園と保育機能施設を併せ持つ施設)」が11.7%となっています。

【平日利用している教育・保育事業(就学前児童調査)】

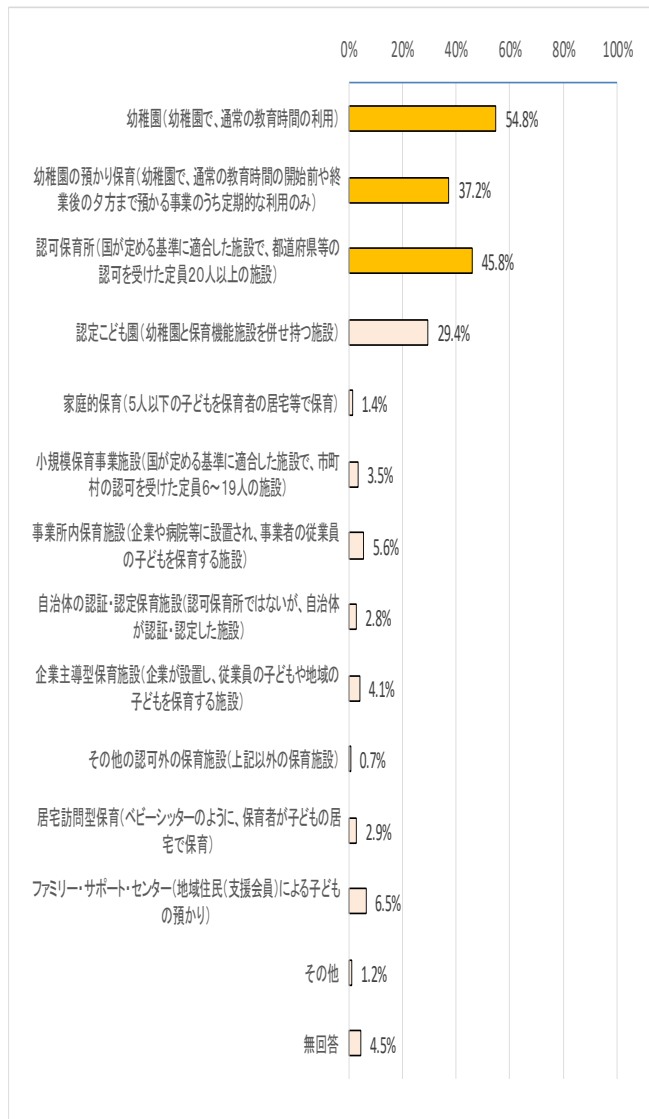


《該当となる回答》  
 平日の定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した方：845件

## ② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園（通常の教育時間の利用）」が54.8%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上の施設）」が45.8%、「幼稚園の預かり保育（通常の教育時間の開始前や終業後の夕方まで預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が37.2%となっています。

【 平日利用したい教育・保育事業（就学前児童調査）】



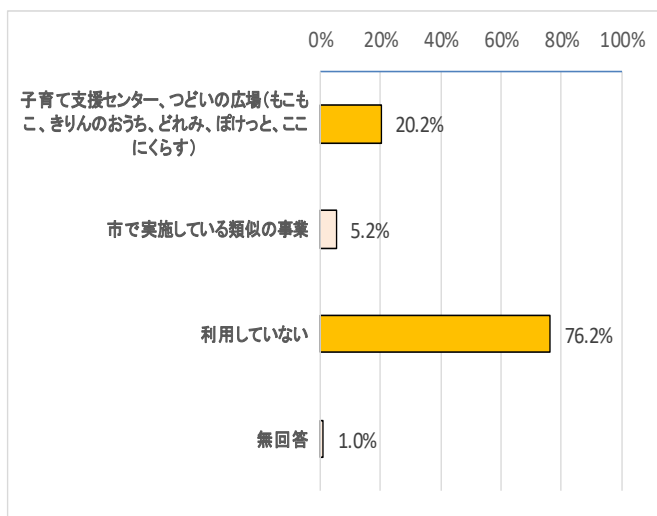
《該当となる回答》  
 全有効回答数：1,298件  
 （複数回答可）

### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について ●●●●●●●●●●●●●●●●

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」が76.2%と最も高く、次いで「子育て支援センター、つどいの広場（もこもこ、きりんのおうち、どれみ、ぼけっと、ここにくらす）」が20.2%となっています。

【 地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童調査）】

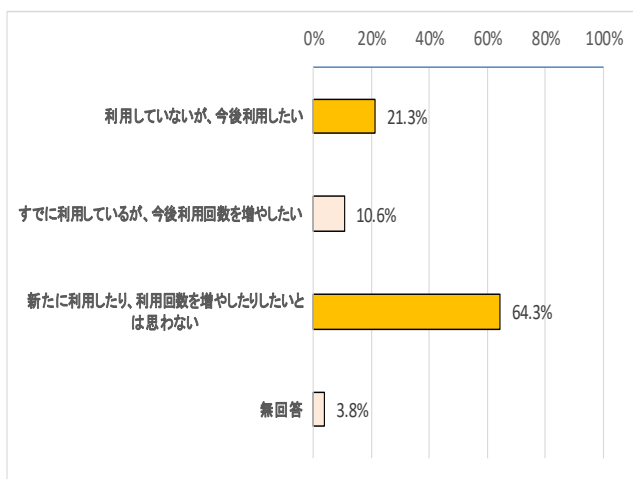


《該当となる回答》  
全有効回答数：1,349件  
(複数回答可)

#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

・地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が21.3%となっています。

【 地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童調査）】

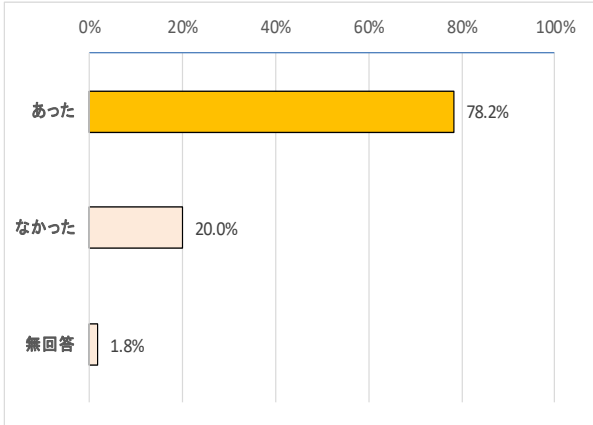


《該当となる回答》  
全有効回答数：1,349件

#### （４） 一時預かり等の短時間サービスについて ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

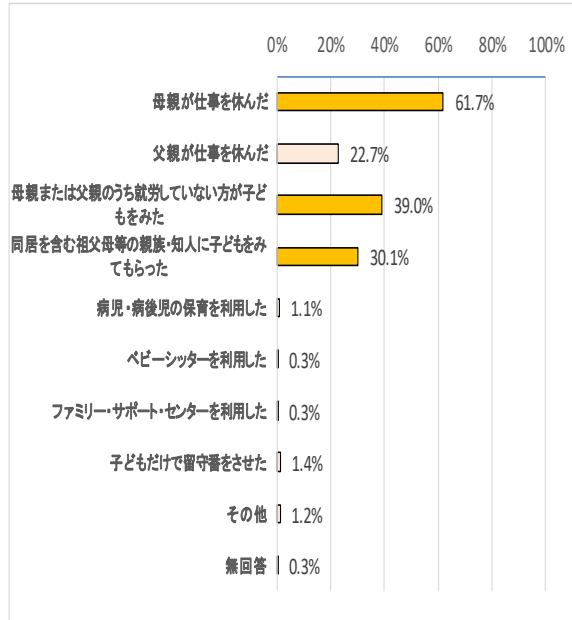
##### ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【 通常の事業が利用できなかったことの有無  
（就学前児童調査） 】



《該当となる回答》  
平日の定期的な教育・保育の事業を「利用  
している」と回答した方：845 件

【 主な対処方法（就学前児童調査） 】



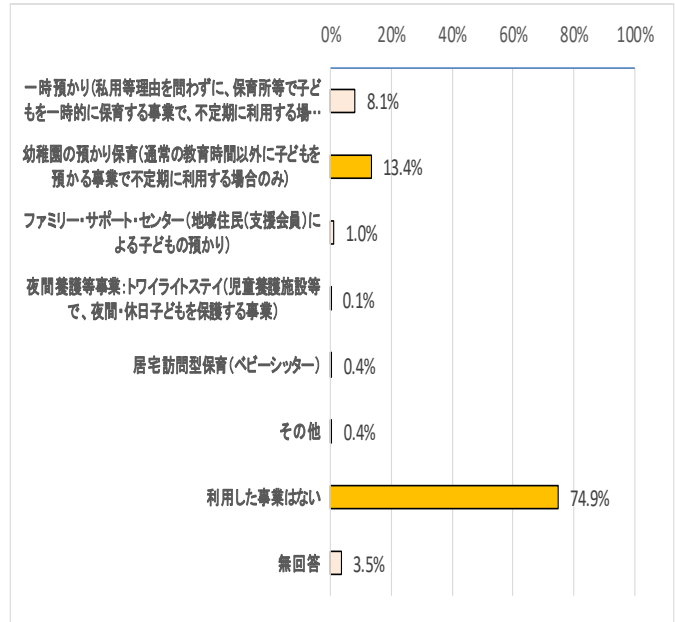
《該当となる回答》  
普段利用している教育・保育の事業  
が利用できないことが「あった」と  
回答した方：661 件

- 1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が78.2%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」が61.7%と最も高く、次いで「母親又は父親のうち就労していない方が子どもをみた」が39.0%、「同居を含む祖父母等の親族・知人に子どもをみてもらった」が30.1%、となっています。

## ② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が74.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の教育時間以外に子どもを預かる事業で不定期に利用する場合のみ）」が13.4%となっています。

【 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用（就学前児童調査） 】



《 該当となる回答 》

全有効回答数：1,378件  
 (不定期に利用する事業がある方は複数回答可)

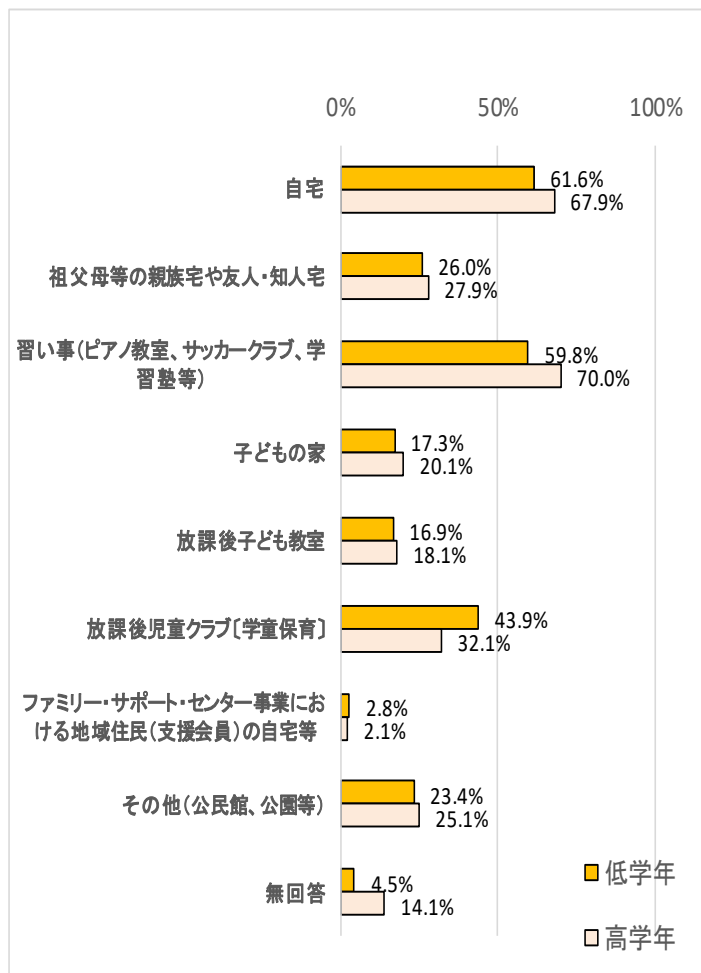


## (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について ●●●●●●●●●●

### ① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」が61.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が59.8%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が43.9%となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が70.0%と最も高く、次いで「自宅」が67.9%となっています。

【 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望  
（就学前児童調査） 】

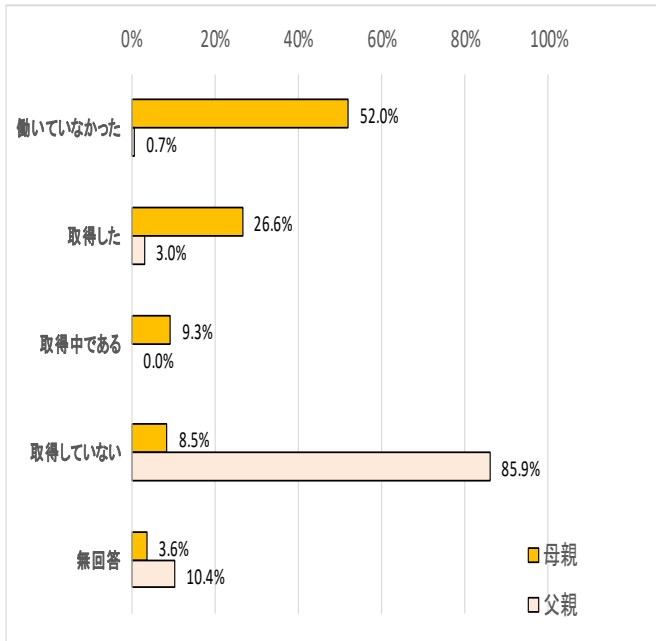


《該当となる回答》  
 低学年：1,291件  
 高学年：1,182件  
 （複数回答可）

## (6) 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について . . .

### ① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

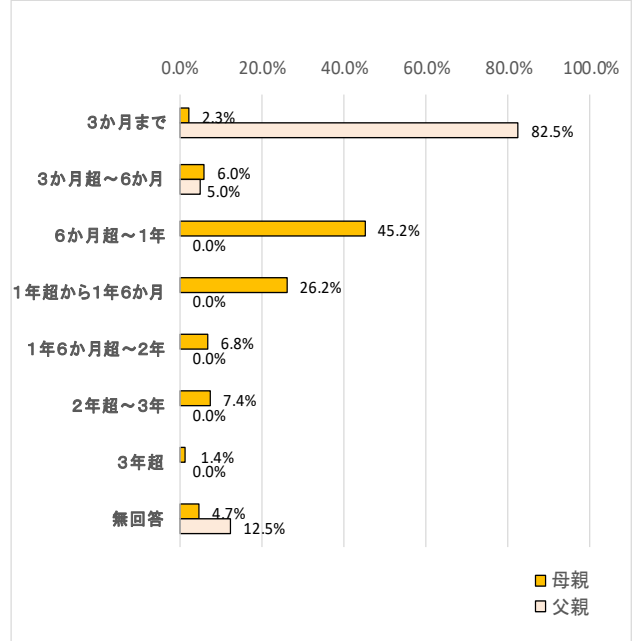
【 育児休業の取得状況（就学前児童調査）】



《該当となる回答》

母親：1,349 件  
父親：1,349 件

【 育児休業の取得日数（就学前児童調査）】



《該当となる回答》

育児休業を「取得した」、「取得中である」と回答した  
母親：485 件  
父親：40 件

- 育児休業の取得状況については、「取得した」「取得中である」を合計すると、母親で35.9%、父親で3.0%となっています。
- 育児休業の取得日数については、母親で「6か月超～1年」が45.2%、父親で「3か月まで」が82.5%となっています。



## ② 取得していない理由

【 育児休業を取得していない理由（就学前児童調査）】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	昇給・昇格等に影響がありそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	その他	無回答
母親	114	19.3	12.3	0.0	14.0	2.6	10.5	31.6	29.8	9.6
父親	1,159	23.0	25.2	10.9	20.9	21.8	43.5	16.7	4.1	14.6

《該当となる回答》

育児休業を「取得していない」と回答した  
母親：114件、父親：1,159件  
(複数回答可)

- 育児休業を取得していない方の理由については、母親で、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が31.6%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が19.3%、「仕事が忙しかった」が12.3%となっています。
- 父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」が43.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が25.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が23.0%となっています。

## 5 基本施策（市の取組み）実施状況の振り返り

平成30年度に実施した基本施策（市の取組み）131事業（再掲事業を含む。）における実施状況の評価を振り返りました。

全体で、A評価は100事業、B評価は28事業、評価なし（事業の終了などのため）は3事業です。各事業で成果があがっています。しかし、事業を進めるうえで課題もありますので、課題の解決を図りながら第2期事業計画の取組みを進めていく必要があります。

### ※評価基準

A：成果があがった

（事業の成果が期待どおり又はそれ以上だった）

B：概ね成果があがった

（事業の成果が期待を若干下回ったものの概ね満足できる）

C：十分に成果をあげることができなかった

（事業の成果が期待を下回り、満足できない）

## 基本目標1「ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち」

目標全体では23事業のうち、A評価は19事業、B評価は4事業となっています。

子どもの人権を尊重し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身に着けることができる地域社会づくりに努めてきました。

主な取組みとして、「保護を必要とする子どもへの対策」として、児童虐待防止ネットワーク協議会活動において、関係機関との調整を行い、保護を必要とする子どもへの対策の充実を図りました。また、異なる年齢の子どもたちの交流や自然とふれあうの中で、子どもの豊かな人間性を培いました。さらに、保育所では社会体験学習や保育実習を受け入れたり、「こころと命のサポート事業」では、命の大切さ、尊さの啓発を行ったりしました。

## 基本目標 2 「たのしく！子育てを」

目標全体では46事業のうち、A評価は33事業、B評価は10事業、評価なし（事業の終了などのため）は3事業となっています。

子育て家庭の様々なニーズに応じられるように、関係機関、団体等と連携し、多様な子育て支援サービスを提供してきました。また、子育てと仕事等が両立できるような職場の意識改革の啓発や、子育て家庭への支援制度の拡充をしてきました。

主な取組みとして、幼稚園や保育所の有する専門的機能や地域の人材、民間活力等の保育資源を有効に活用し、子どもの年齢に応じた保育サービスの提供や情報を発信しました。また、男女がともに能力を発揮できる職場づくりに積極的に取り組んでいただくように、企業や市民に対して、「就労環境の向上に向けた普及・啓発」を行いました。さらに、小児医療費助成の拡充や保育所・幼稚園等の保育料の軽減を図りました。

## 基本目標 3 「のびのび！学んで」

目標全体では14事業のうち、A評価は12事業、B評価は2事業となっています。

子ども一人一人の個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるように教育と教育環境の向上を図りました。

主な取組みとして、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を推進するため、連携学習研究会や連携教育講演会を開催しました。また、学校の教育活動の充実や開かれた学校づくりのために、ボランティアとして地域の方々から支援を受けました。さらに、子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談できるように教育相談体制を充実し、スクールカウンセラーを小学校、中学校へ派遣しました。

## 基本目標4「ほっと！安心のまちを」

目標全体では14事業のうち、A評価は11事業、B評価は3事業となっています。

子育てに優しく、心豊かに生活できる街づくりのため、交通安全や防犯の意識を高めるとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけることができるようにまちのバリアフリー化に努めてきました。

主な取組みとして、子どもが安心・安全に登下校できるように通学路点検、歩行の安全確保や段差解消（バリアフリー化）のための歩道整備、子どもの遊び場である公園の整備・点検を実施しました。

## 基本目標5「すこやかに！育って」

目標全体では34事業（再掲を含む。）のうち、A評価は25事業、B評価は9事業となっています。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、全妊婦に対して面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する悩みの相談対応や情報提供等を実施してきました。

主な取組みとして、「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラールーム はぐくみ」を開設し、母子健康手帳の交付時には、全妊婦と面接を行いました。また、乳児訪問や乳児健康診査を実施しました。さらに、障がい児や発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう医療・保健・教育・地域・福祉等との連携を図ってきました。



### (3) 教育内容と学習環境の充実 .....

#### 現状と課題

子どもが、他の子どもたちと一緒に遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことです。

幼児期からの教育を一層充実していく等、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育を行うとともに、子どもの年代に応じた教育を行っていくことが必要です。

子どもたちが抱える悩みは多様化、複雑化しています。子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように、悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制の整備を図っていくことが必要です。

### (4) 親子が安心して暮らせるまちづくり .....

#### 現状と課題

親子が安心して暮らしていくためには、道路や交通の安全確保や子どもを安全にあそばせる場の整備、防犯、まちのバリアフリー化等様々な環境整備が必要となります。

今後も、子育てに優しく、心豊かに生活できる安全・安心な環境づくりを行っていくことが必要です。

### (5) 子どもの健やかな成長と親子の健康づくり .....

#### 現状と課題

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあると言われます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、情報提供の充実を図っていくことが求められています。また、子どもたちが健やかに育つために、それぞれの成長段階に応じた健康づくりに取り組む必要があります。



## 1 基本理念

本計画は、これまでの基本理念を継承し、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。



いきいき子育て のびのび子育て  
ちいきで育む  
いのちきらめく 我がまち ひらつか

命を大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持った大人に育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。それは、未来の親たちにも受け継がれていきます。

「いのちを大切にする心」は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域の大人たちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がっていきます。また、小さな命や自然を大切にする心とも相まって、命を大切にするまちがつけられていきます。

本市では、「いのちを大切にする心」をキーワードに、平塚に住む全ての子どもたち、全ての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを認識し、市民、関係機関・団体、企業と連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるように上に掲げた基本理念に基づき計画を進めていきます。







### 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点に基づき、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

#### 基本目標 1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境整備

○児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実するとともに、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く市民に周知啓発し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを図ります。

○児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりする中で、命の大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性の醸成を図ります。

○子どもたちが大人になったときにも、自分の子どもを安心して産み育てられるように次代の親の育成に努めます。そのため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学びの機会等の充実を図ります。

#### 基本目標 2 子育て支援の充実・仕事と子育て(家庭)の両立の推進

○楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、良質な保育の受け皿確保に努めるとともに、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。

○子育ての孤立化を防ぐため、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援の充実を図ります。

○子育てと仕事が両立できるよう、働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及を促進します。

### 基本目標3 子どもに寄りそった教育環境の整備

○子どもたち一人一人の個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育と、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。

○子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制を整備していきます。

### 基本目標4 子育てしやすい安心・安全なまちづくりの推進

○子育てに優しく、心豊かに生活できるような安心・安全なまちづくりのために、交通安全や防犯の意識向上を図るとともに、子どもの遊び場の整備や安心して外出できるように配慮したバリアフリー化など、子育てしやすい街づくりを推進します。

### 基本目標5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）

国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、「平塚市母子保健計画」として位置づけ、施策を展開していきます。

○妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた情報の提供や相談体制の充実を図ります。

○学童期・思春期の子どもの発育・発達への切れ目のない支援に取り組みます。

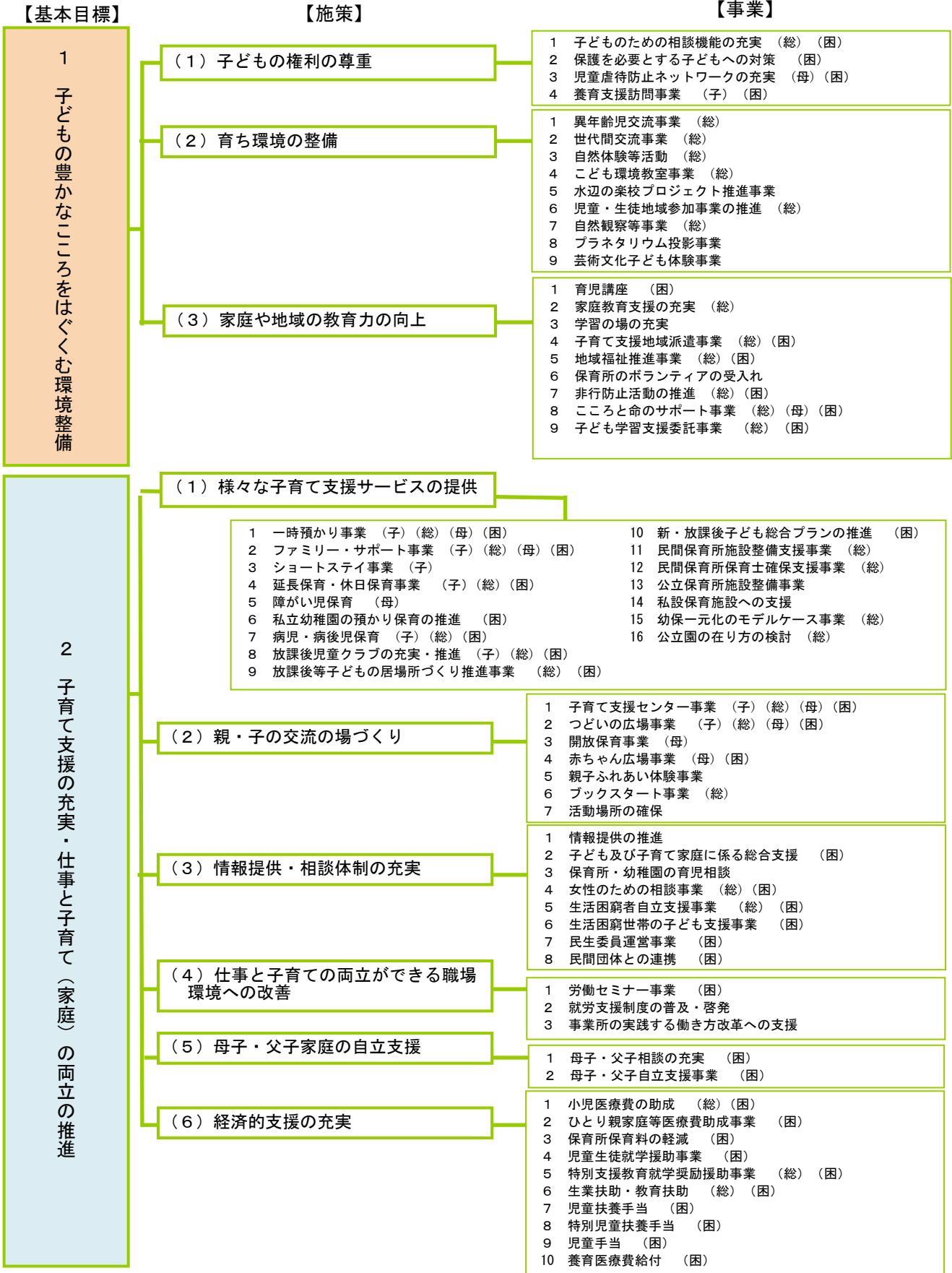
○身近なちいきで子どもの健やか成長を支援する環境づくりを推進します。

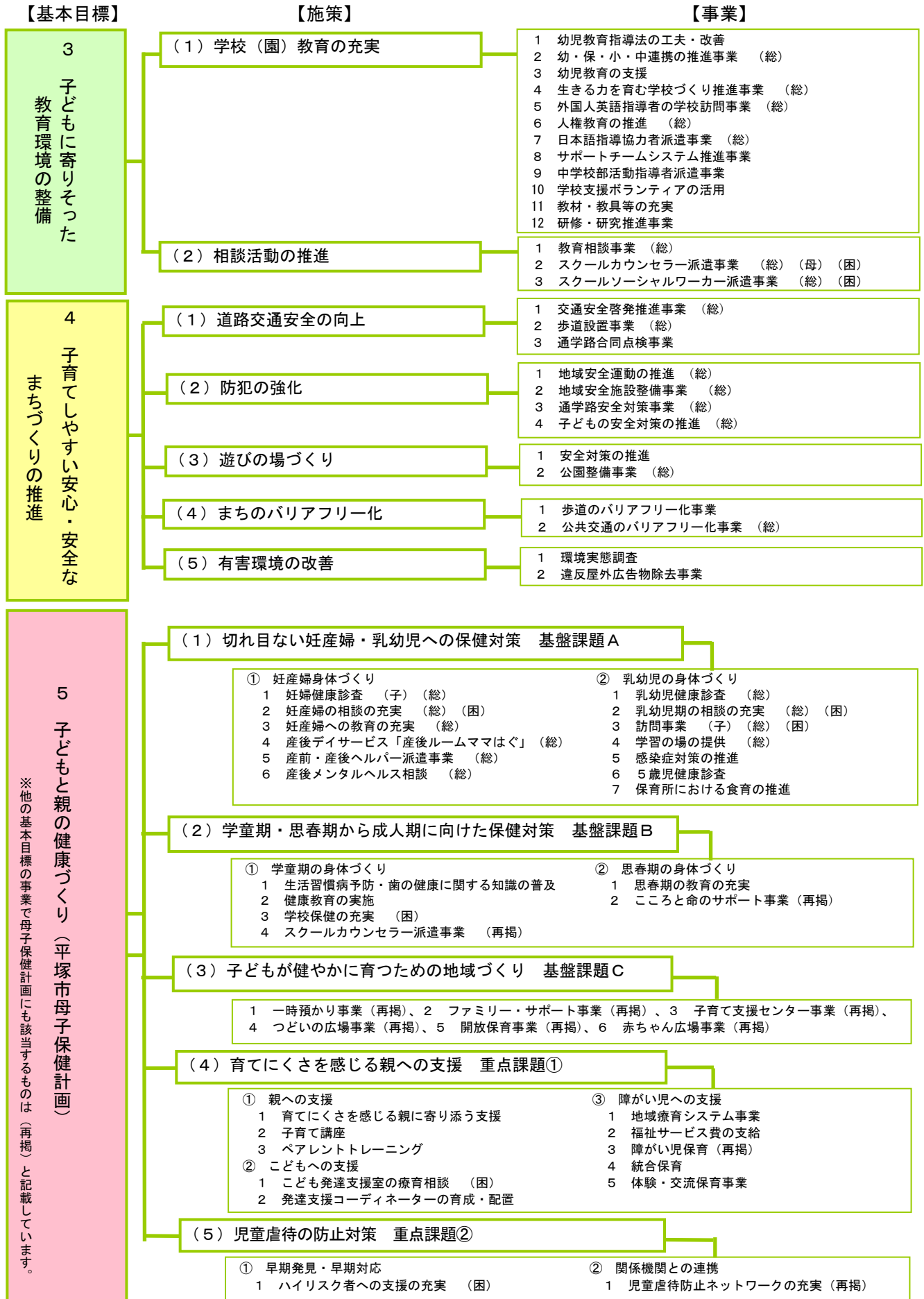
○障がいや配慮が必要な子どもへの寄り添った支援の充実を図ります。

○育児で孤立化しやすい親への支援を始めとして、子どもを虐待等から守り、安心して生活できるよう支援します。

## 4 施策の体系図

(子) : 「子ども・子育て支援法」で定めている事業  
 (総) : 「平塚市総合計画実施計画事業(平成31年度)」で位置づけている事業  
 (母) : 「平塚市母子保健計画」に関連する事業  
 (困) : 「平塚市子どもの貧困対策」に関連する事業







5つの基本目標の実現に向けて、22の施策の方向に基づき、今後の平塚市の基本事業（市の取組）を定め、計画を推進していくものとします。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つの基本目標を設定しています。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標を実現するための22の施策の方向を設定しています。</li> <li>・アンケート調査等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。</li> </ul>
事業 (市の取組み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業ごとに、事業の概要、今後の取組、担当課を記載しています。</li> <li>・事業名の上にある記号は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（子）「子ども・子育て支援法」で定めている事業。第5章において、計画期間内のニーズ量の見込みと確保方策を記載しています。</li> <li>（総）「平塚市総合計画実施計画事業（平成31年度）」で位置づけている事業</li> <li>（母）「平塚市母子保健計画」に関連する事業</li> <li>（困）「平塚市子どもの貧困対策」に関連する事業</li> </ul> </li> </ul>



## 基本目標 1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境整備

### 施策 1 子どもの権利の尊重

#### 施策の方向

子どもを一人の人間として尊重し、生まれながらにして持っている人権を守り、児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。また、子どもの悩みごとへの相談を充実させるとともに、保護を必要とする子どもへの適切な対応を図ります。

児童虐待を防止するとともに、発見した場合に迅速で適切な措置が講じられるように関係機関等の連携を密にし、ネットワークの強化を図ります。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 1	(総)(困) 子どものための 相談機能の充実	子ども自身や保護者が相談できる電話・来室相談や学校における相談の機会等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組み	
		子ども自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	
1(1) 2	(困) 保護を必要とする 子どもへの対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合相談担当と県児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。</li> <li>里親制度の啓発・普及に努めます。</li> </ul>	こども 家庭課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所や関係機関と連携し、支援を必要とする子どもへの早期対応を図ります。</li> <li>すべての子どもの権利を擁護するために子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組みます。</li> <li>里親制度紹介講座及び里親相談(平塚児童相談所主催)の啓発・普及に努めます。</li> </ul>	
1(1) 3	(母)(困) 児童虐待防止ネット ワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会の構成機関と連携し、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、定期的の実務者会議を開催するとともに、個別ケース検討会議を随時開催します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 4	(子)(困) 養育支援訪問事業	保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、実施します。	

## 施策2 育ち環境の整備

### 施策の方向

子どもが様々な交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備するとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 1	(総) 異年齢児交流事業	園行事や地域の行事等を通して、保育所や幼稚園、認定こども園の園児と地域の児童や小学生との交流を図り、幼児及び児童の社会性を養います。 〔対象：就学前児童及び小学生〕	保育課 教育指導課
		今後の取組み	
		園の行事や地域の行事を通じて、地域の児童や小学生と交流します。また、乳幼児が小学校を訪問したり、園に小学生を招待したりして、一緒に活動する等の交流を図ります。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 2	(総) 世代間交流事業	高齢者施設の訪問や地域の高齢者を保育所や幼稚園、認定こども園へ招待し、園児や地域の子どもとともに世代間のふれあい活動を行います。 〔対象：就学前児童及び高齢者〕	保育課 教育指導課
		今後の取組み	
		定期的な高齢者施設の訪問や、保育所や幼稚園、認定こども園に園児の祖父母や地域の高齢者を招待し、世代間のふれあい活動を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (2) 3	(総) 自然体験等活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、幼稚園、認定こども園の園児や地域の子どもの「生きる力」を培い、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。 〔対象：就学前児童〕</li> <li>・ 自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。 〔対象：小学生等〕</li> </ul> <p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自然を活用した自然体験活動や園外保育等において、園では味わえない自然体験や社会体験活動を実施します。</li> <li>・ 概ね月1回程度、自然のものを生かしたクラフトや野外炊事、作物の植付収穫等の体験を実施します。</li> </ul>	保育課 教育指導課 青少年課
1 (2) 4	(総) こども環境教室 事業	<p>環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、里山で自然にふれる体験をしたり、海岸で海浜植物や漂着物を観察したりします。</p> <p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>昆虫探しや小川遊び、自然を生かした遊具体験等を通じて里山の自然とふれあう体験学習と、ビーチコーミング（浜辺の漂着物観察）やビーチクリーン、海浜植物の観察等、海辺の環境を考える体験学習を年間にそれぞれ1回ずつ実施することで、次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めるように促します。</p>	環境政策課
1 (2) 5	水辺の楽校プロジェクト推進事業	<p>子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「遊び」、「学び」、「冒険心」、「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用します。</p> <p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>市民や子どもたちの遊びや自然体験の場として積極的に活用できるようにするために、水辺の楽校の維持管理を行うとともに、活動団体がイベント等を実施する際に、広報活動等の支援を行います。</p>	みどり公園・水辺課
1 (2) 6	児童・生徒地域参加事業の推進	<p>地域における異年齢児との交流活動、野外、体育レクリエーション活動、文化活動等の事業を推進します。</p> <p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>地域団体と協力し、児童・生徒が様々な体験をできる場を提供します。</p>	中央公民館
1 (2) 7	(総) 自然観察等事業	<p>児童・生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「自然教室」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。</p> <p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>アンケート等を活用して参加者の意見や保護者の意見を取り入れ、子どもの興味関心を惹きつけられるような事業展開を行います。</p>	博物館

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 8	プラネタリウム 投影事業	児童・生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影のほか、幼稚園及び小・中学校向けの投影プログラムを準備し団体見学を受け入れます。	博物館
		今後の取組み	
		幼稚園及び小・中学校向け投影については、各教員の意見を取り入れ、一般向け投影についてはアンケート結果を参考にしながら、プログラムを作成し、投影を行います。また、乳幼児向けの観覧環境を提供します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 9	芸術文化子ども 体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。	社会教育課
		今後の取組み	
		小・中学校、平塚市文化連盟、地域教育カネットワーク協議会及び公民館等と連携し、体験事業の実施を充実します。	

### 施策3 家庭や地域の教育力の向上

#### 施策の方向

親が子育てに不安や悩みを持つ中で、子育てに喜びを見出し、子育てを通して親も成長できるように家庭教育への支援を行います。また、地域に住む大人が子どもと積極的に関わる等、地域の人材を活用して地域全体の子育て力の向上を図ります。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 1	(困) 育児講座	子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるように、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座の開催や保護者との懇談会を実施します。</li> <li>主任児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 2	(総) 家庭教育支援の 充実	中央公民館で家庭教育講演会、各地区公民館で家庭教育学級を開催します。 中央図書館で子どもの読書活動を啓発するための、イベント等を開催します。	中央公民館 中央図書館
		今後の取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講者アンケート等を基に、子育て世代の学習ニーズを捉えた講座を実施します。</li> <li>・ 子どもの読書活動を啓発するため、イベント等を開催します。</li> <li>・ 平塚市子ども読書活動推進計画（第四次）を策定中であり、新たな事業展開を検討しています。</li> </ul>	
1(3) 3	学習の場の充実	男女がともに子育てに取り組むことができるように、男性のための事業等を推進するとともに、仕事を持つ親等も参加しやすい日時の開催に努めます。	中央公民館
		今後の取組み <p>公民館事業を通じて家族のふれあいが生まれるように、親子を対象とした事業を今後も実施します。</p>	
1(3) 4	(総)(困) 子育て支援地域 派遣事業	地域の子育てサークルや子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課 健康課
		今後の取組み <p>地域の子育てサークルや子育て支援活動に保育士や保健師等を派遣し、育児情報の提供や育児相談、遊びの紹介等を実施します。</p>	
1(3) 5	(総)(困) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。	福祉総務課
		今後の取組み <p>既存福祉村について活動の支援を行うほか、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施することで、町内福祉村の意義や必要性を伝え、新設を促進します。</p>	
1(3) 6	保育所のボランティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、中学生、高校生の保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組み <p>小・中・高校生の社会（職業）体験学習や保育実習の場の提供、地域のボランティアや絵本の読み聞かせボランティア等の受け入れをします。</p>	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 7	(総)(困) 非行防止活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。</li> <li>愛護指導活動、相談活動を行います。</li> <li>青少年指導員による環境浄化活動を行います。</li> </ul>	青少年課
		今後の取組み	
		青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、パトロールを実施します。	
1(3) 8	(総)(母)(困) こころと命のサ ポート事業	地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及・啓発し、自殺対策を推進します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		地域で活動している団体等に、本事業について理解を深めてもらい、おはなし会、読み聞かせ、読み語りの中で、「いのちの尊さをつたえる本」等のリストを活用してもらうよう働きかけ、命の大切さ、尊さの普及・啓発を推進します。	
1(3) 9	(総)(困) 子ども学習支援 委託事業	将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生学習の支援をします。	生活福祉課
		今後の取組み	
		生徒の参加状況を踏まえ実施場所の増設を検討します。	

## 基本目標 2 子育て支援の充実・仕事と子育て（家庭）の両立の推進

### 施策 1 様々な子育て支援サービスの提供

#### 施策の方向

地域に開かれた社会資源である幼稚園や保育所の有する専門的機能や地域の人材、民間活力等の保育資源を有効に活用し、子育て中の親等が柔軟に利用できるような保育サービスの充実を図ります。また、放課後に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、平成30年9月14日に厚生労働省と文部科学省が協働して策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組を進めていきます。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 1	(子)(総)(母) (困) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		民間保育所のほか、民間認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。	
2(1) 2	(子)(総)(母) (困) ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やしていきます。	
2(1) 3	(子) ショートステイ 事業	保護者の病気等により家庭において養育を受けることができない児童について、児童養護施設等での必要な保護を行います。 〔対象：就学前児童、小学生〕	保育課
		今後の取組み	
		今後のニーズや地域の実情を踏まえて、事業の実施について研究、検討します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 4	(子)(総)(困) 延長保育・休日保育事業	保育所や認定こども園において、延長保育、休日保育を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		引き続き、延長保育、休日保育を実施します。	
2(1) 5	(母) 障がい児保育	保育所において、保育を必要とし、集団保育が可能な障がい児を受け入れて保育を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを持つ乳幼児を受け入れ、保育を実施します。</li> <li>保育士が障がい児保育講習会や研修会へ積極的に参加していきます。</li> </ul>	
2(1) 6	(困) 私立幼稚園の預かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。〔対象：3歳から就学前児童〕	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	
2(1) 7	(子)(総)(困) 病児・病後児保育	子どもが病中、または病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により、自宅で看病できない場合に対応するため、病児・病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組み	
		時期により定員を超える利用申込みがあることなどから、事業の拡充（病児保育の実施）に向け取り組みます。	
2(1) 8	(子)(総)(困) 放課後児童クラブの充実・推進	放課後児童支援員等としての資質の向上を図るため、放課後児童支援員等を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。	青少年課
		今後の取組み	
		県等主催の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、県等主催の研修内容を踏まえ、放課後児童支援員等として、必要な知識及び技術の習得のための研修を実施します。	
2(1) 9	(総)(困) 放課後等子どもの居場所づくり推進事業	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組を推進します。	社会教育課
		今後の取組み	
		放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験など様々な活動をする機会を増やします。	



No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 10	(困) 新・放課後子ども総合プランの推進	「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組みを推進します。	青少年課 教育総務課 社会教育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携した取組みを、地域の団体や学校等と連携して検討します。</li> <li>放課後子ども教室について、実施主体の検討を行うとともに、設置が必要と判断される場合には、令和5年度までを目途にその実施計画について検討します。</li> <li>小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について検討します。</li> </ul>	
2(1) 11	(総) 民間保育所施設整備支援事業	保育所待機児童の解消や保育サービスの充実を図るため、民間保育所の施設整備に対して助成を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>入所児童の安全性や生活環境の改善を図るために、民間保育所を対象に引き続き助成します。</p>	
2(1) 12	(総) 民間保育所保育士確保支援事業	高まる保育ニーズに対応するため、保育環境の充実に向け、民間保育所の保育士の確保や就労を支援します。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>保育士養成校や民間保育所との情報交換や連携を密にすることで、市内民間保育所での就労を促進するとともに、他の自治体による保育士確保策を注視し、本市の保育士確保支援事業の魅力向上に努めます。</p>	
2(1) 13	公立保育所施設整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上や地域への子育て支援の充実を図るため、老朽化した公立保育所の施設整備を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>公立保育所において修繕を実施します。</p>	
2(1) 14	私設保育施設への支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>子ども・子育て支援新制度の状況を見極めながら、補助の内容を見直します。</p>	
2(1) 15	(総) 幼保一元化のモデルケース事業	認定こども園の整備及び開園後の運営に係る課題について、継続して検討していきます。	保育課 教育総務課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>港こども園を運営していく中で出てくる課題について検討・対処し、モデルケースとしての知見の蓄積を図ります。</p>	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 16	(総) 公立園の在り方の検討	公立の幼稚園及び保育所については、「平塚市幼保一元化に関する検討会」で取りまとめた在り方を踏まえ、協議を進めています。	保育課 教育総務課
		今後の取組み	
		新たな子ども・子育て支援制度の状況を見極めながら、公立園の在り方を検討します。	

## 施策2 親・子の交流の場づくり

### 施策の方向

身近な地域で気軽に交流できる環境の整備や、子育てサークル等の活動場所の確保、子育てサークルの輪の広がりを促進し、子育て家庭が子育てを楽しく行えるように支援するとともに、地域全体のつながり、子育て力の向上を目指します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 1	(子)(総)(母) (困) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。〔対象：就学前児童及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 2	(子)(総)(母) (困) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 3	(母) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に、保育所や認定こども園の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。 〔対象：就学前児童及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		保育所や認定こども園で概ね週1回程度、施設を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 4	(母)(困) 赤ちゃん広場事業	保育所が、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。	保育課
		今後の取組み	
		公立保育所2園で、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 5	親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通して親子のふれあいが実感できる場を提供します。	保育課
		今後の取組み	
		子育て中の親子が参加できるミニミニ運動会を市内公民館等で実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 6	(総) ブックスタート事業	0歳から、全ての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるように子育てを支援します。	中央図書館 健康課 保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタッフが丁寧にブックスタート事業の趣旨を伝えることで参加者の高い満足度を維持するとともに、参加しにくい方への広報と参加機会の拡充に努め、参加率向上を図ります。</li> <li>・ 公立保育所において、地域のボランティアによる読み聞かせを実施します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 7	活動場所の確保	子育てサークル等の活動場所として、子どもの家や青少年会館等を活用します。	青少年課 中央公民館
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年団体、青少年育成団体が活動場所の確保が容易になるように、上記団体への優先的な施設予約を継続します。</li> <li>・ 仲間づくりの場、地域交流の場として公民館が活用されるように努めます。</li> </ul>	

## 施策3 情報提供・相談体制の充実

### 施策の方向

子育てに関する多様な情報を子育て家庭に適切に提供し、関係する各機関相互が情報交換を活発に行って連携を図り、個々のケースに応じた、きめ細かな相談体制を充実させます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 1	情報提供の推進	子育て家庭向け、情報誌・市ウェブ等により子育てに関する情報を分かりやすく発信します。	保育課
		今後の取組み	
		広報紙や市ウェブ等、様々な方法で子育てに関する情報をより広く、分かりやすく提供します。	こども家庭課
2(3) 2	(困) 子ども及び子育て家庭に係る総合支援	既存の社会資源を有効に活用するため、県児童相談所や関係機関等と連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図り、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの専門的な相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		既存の社会資源の有効活用を図り、児童相談所や関係機関等と連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を把握して、ネットワーク化を図り、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの相談に対応します。	
2(3) 3	保育所・幼稚園の育児相談	保育所や幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談に対応します。	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>全保育所で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。また、認定こども園も、実施の可否について検討します。</li> <li>幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談を行います。</li> </ul>	教育指導課

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 4	(総)(困) 女性のための 相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。	人権・男女 共同参画課
		今後の取組み	
		女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 5	(総)(困) 生活困窮者自立 支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、一時生活支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		自立相談支援事業の実施、一時生活支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 6	(困) 生活困窮世帯の 子ども支援事業	高校進学や進学後の中退防止に取り組み高校卒業後の就職や大学等への進学支援を行います。	生活福祉課
		今後の取組み	
		関係機関と連携し保護者と生徒自身の両者に対して継続した支援を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 7	(困) 民生委員運営事 業	地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員・児童委員を積極的に支援します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		定例の地区会長会議や全体研修、分野別研修などを通じ、民生委員・児童委員の情報共有や資質向上を支援します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 8	(困) 民間団体との 連携	子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供など連携を図っていきます。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		民間学習支援団体等との情報共有、連携の場づくりに取り組みます。	

## 施策4 仕事と子育ての両立ができる職場環境への改善

### 施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう改善を図ります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、働き方の見直しを進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 1	(困) 労働セミナー事業	労働諸問題に対する理解と教養を深めるため、勤労者、事業主、一般市民を対象に労働セミナーを開催し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上を目指します。	産業振興課
		今後の取組み	
		神奈川県かながわ労働センター湘南支所との共催により、事業主及び勤労者等を対象とした労働講座を開催します。	
2(4) 2	就労支援制度の普及・啓発	勤労ひらつか(毎月1回、市内の労働組合や企業、市の施設に配付)で支援制度の普及・啓発に努めるとともに、厚生労働省や都道府県労働局から送付されるリーフレット、冊子等を掲出し、閲覧に供し啓発に努めます。	産業振興課
		今後の取組み	
		ワーク・ライフ・バランス及び男女雇用機会均等に関する情報を広く発信します。また、国・県の関係機関等から送付されたリーフレットや冊子等を掲示・配架し、啓発を図ります。	
2(4) 3	事業所の実践する働き方改革への支援	市内事業所へのイクボス宣言企業登録制度の普及を進め、従業員のだれもが仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを後押しします。 ※ひらつか男女共同参画プラン2017の終期令和5年度までの事業計画とします。	人権・男女共同参画課
		今後の取組み	
		平塚市イクボス宣言登録企業を増やすため、事業所に向けた講演会等を年1回開催します。 登録した企業をホームページなどでPRします。	

## 施策5 母子・父子家庭の自立支援

### 施策の方向

母子・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをしていきます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 1	(困) 母子・父子相談の 充実	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 2	(困) 母子・父子自立 支援事業	母子・父子家庭への支援対策として、自立支援給付事業を実施します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		母子・父子自立支援金給付金事業を実施します。	

## 施策6 経済的支援の充実

### 施策の方向

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭の経済的支援を推進します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 1	(総)(困) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども 家庭課
		今後の取組み	
		中学校卒業までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 2	(困) ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
2(6) 3	(困) 保育所保育料の 軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組み	
		「幼児教育・保育の無償化」を踏まえながら、家庭の状況に応じた保育所保育料の軽減に取り組みます。	
2(6) 4	(困) 児童生徒就学援 助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
2(6) 5	(総) (困) 特別支援教育就 学奨励援助事業	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
0 2(6) 6	(総) (困) 生業扶助・教育 扶助	対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組み	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	
2(6) 7	(困) 児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当法に基づき適正に児童扶養手当を支給します。	



No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 8	(困) 特別児童扶養 手当	児童の福祉の増進を図るため、精神、知的又は身体障害等（内部障害を含む）で、政令に定める程度以上の障害にある20歳未満の児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当の認定、喪失届等の受付事務を行います。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 9	(困) 児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		児童のいる家庭の経済的安定を図るため、児童手当法に基づき適正に児童手当を支給します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 10	(困) 養育医療費給 付	子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたときの医療費を交付で助成します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		母子保健法に基づき、未熟児の医療費（保険診療分の自己負担額）を適正に助成します。	

## 基本目標 3 子どもに寄りそった教育環境の整備

### 施策 1 学校（園）教育の充実

#### 施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育を行うために地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 1	幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するために幼稚園の運営や指導法等を研究します。	教育指導課
		今後の取組み	
		幼稚園の運営及び指導法の研究のために園長会及び主任・担任研究会を実施し、幼児教育の充実を図ります。	
3(1) 2	(総) 幼・保・小・中 連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るために連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。	教育指導課 教育研究所
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>幼・保・小・中の連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の問題点について研究協議し、相互に理解を深め、連携や交流を推進します。</li> <li>幼・保・小・中の連携を推進するために夏季研究教室の講座として、「幼保小中連携教育講演会」を開催します。</li> </ul>	
3(1) 3	幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のために、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談等を実施します。	教育指導課
		今後の取組み	
		各幼稚園で、子育て支援の視点を持って、幼稚園教育についての研究会を実施します。また、各幼稚園が、地域の公民館と連携し、家庭教育学級を実施します。	
3(1) 4	(総) 生きる力を育む 学校づくり推進 事業	幼児・児童・生徒の生きる力を育む学校づくりを推進するため、各学校（園）において、ふれあい教育、総合的な学習の時間、芸術鑑賞教室、食に関する指導等を実施します。	教育指導課 学校給食課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの「生きる力」を育むために、学校ごとに創意工夫をこらした特色ある教育活動を推進します。</li> <li>小・中学校において作成された食に関する指導の年間計画に基づいて、給食時間、教科、委員会活動等で食に関する指導を実施します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 5	(総) 外国人英語指導者の 学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために、外国人英語指導者が幼稚園、小・中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組み	
		子どもたちの英語に対する興味・関心をさらに高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために、外国人英語指導者の増員を目指します。	
3(1) 6	(総) 人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組み	
		人権を尊重した学校教育を確立するために人権教育担当者を開催し、学校教育における人権教育の具体的な在り方を研究します。	
3(1) 7	(総) 日本語指導協力者派遣事業	日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校における日本語指導、母国語指導、生活適応指導等を支援するため要請に応じて、日本語指導協力者を小・中学校に派遣します。	教育指導課
		今後の取組み	
		学校の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。また、国際教室等連絡協議会を開催し、日本語指導の内容や方法について情報交換等を行います。	
3(1) 8	サポートチームシステム推進事業	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導、支援を行います。	教育指導課
		今後の取組み	
		市サポート連絡会を開催するとともに、中学校区サポート委員会を各中学校区で実施します。また、個別サポートチームを必要に応じて編成し、児童・生徒への効果的な指導、支援を行います。	
3(1) 9	中学校部活動指導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組み	
		中学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	
3(1) 10	学校支援ボランティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのために学校支援ボランティア等地域方々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組み	
		各学校の実情に合わせ、ボランティアの活用を図るための必要な支援を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 11	教材・教具等の充実	学習環境の向上のため、教材・教具、学校図書等を整備します。	教育総務課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>理科教材の充実のために各小・中学校に予算を配当するほか、理科教育設備整備費補助金を活用し、理科教育設備基準に対する整備率を向上させます。</li> <li>学校図書館図書の充実のために各小・中学校に予算を配当し、学校図書館図書標準に基づき蔵書数を増やします。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 12	研修・研究推進事業	特別な配慮を要する児童・生徒を支援するため、必要に応じて小・中学校に相談支援チームを派遣して校内支援体制の整備を推進するとともに、各種研究会・研修会を実施します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		支援教育の理解や校内支援体制の充実を図るために、相談支援チームの派遣や、内容を精査した研修会・研究会等の開催に努めます。	



## 施策2 相談活動の推進

### 施策の方向

子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できるように各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 1	(総) 教育相談事業	児童・生徒及びその保護者に対し、各専門機関と連携しながら教育相談を行います。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		児童・生徒及びその保護者の相談に対して、各専門機関と連携しながら適切に対応していくとともに、専門的な知識と技能を有する相談員を配置していくよう努めます。	
3(2) 2	(総)(母)(困) スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な問題を解決するために、本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		スクールカウンセラーを増員し、全小・中学校に派遣していきます。その後は勤務日の増加を目指します。	
3(2) 2	(総)(困) スクールソーシャルワーカー派遣事業	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		スクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣し、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図ります。	

## 基本目標 4 子育てしやすい安心・安全なまちづくりの推進

### 施策 1 道路交通安全の向上

#### 施策の方向

子どもやその保護者が安心してまちを歩けるように、交通安全教育の推進や交通安全施設の整備を推進します。また、やすらぎを感じることができるまちをつくるため、地域住民の参画を得ながら道路交通安全の向上を推進します。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 1	(総) 交通安全啓発推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組み	
		交通ルールやマナーの周知を継続的に実施し、交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。	
4(1) 2	(総) 歩道設置事業	交通量の多い道路や通学路において、歩行者と車両を分離し、歩行者等の通行空間を整備することにより、道路利用者の安全確保に取り組みます。	道路整備課
		今後の取組み	
		幹線道路や通学路などに歩行者等の安全を確保するため、計画的に歩道整備を行います。	
4(1) 3	通学路合同点検事業	通学路の安全を確保するため、各学校からあげられた通学路の危険箇所を学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等で通学路の合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	学務課
		今後の取組み	
		合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	

## 施策 2 防犯の強化

### 施策の方向

地域の大人たちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、地域住民同士の連帯感を高め、犯罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 1	(総) 地域安全運動の 推進	・子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会等を実施します。 ・地域の防犯活動を支援します。	危機管理課
		今後の取組み	
		警察機関や防犯協会と連携し、事業を実施します。	
4(2) 2	(総) 地域安全施設整備 事業	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯街路灯の維持管理を行うとともに、基準に基づき設置します。	危機管理課
		今後の取組み	
		自治会等の要望や意見を確認し、事業を実施します。	
4(2) 3	(総) 通学路安全対策事 業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するために、地域との連携により、見守り活動の推進や通学路の環境を整備します。	学務課
		今後の取組み	
		学校との連携により児童・生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを進める地域団体に対し、通学路安全対策事業の経費を補助します。	
4(2) 4	(総) 子どもの安全対 策の推進	市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「子どもサポート看板」の設置・管理や防犯パトロールの活動を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組み	
		市内の公共施設、住宅、店舗等への「子どもサポート看板」の設置に努めるとともに、引き続き防犯パトロールを行い、地域全体で子どもたちを見守る活動を行います。	

## 施策3 遊びの場づくり

### 施策の方向

子どもがのびのびと育つことができるように、また、子育て中の親や地域住民等が交流し、憩うことができるように、地域の特性を生かしながら設備等の安全を確保した子どもの遊び場を整備します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 1	安全対策の推進	公園等の点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	みどり公園・水辺課 総合公園課 青少年課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営による公園施設の点検において、ベンチや一般的な遊具等の共通項目だけでなく、公園特性に応じた附帯的な施設についても、細やかな部分まで点検を行い、安全管理を徹底します。</li> <li>・ 安全に遊ぶことができる広場にするために定期的な巡回点検を行い、修繕等を実施します。</li> </ul>	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 2	(総) 公園整備事業	公園等を計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発育段階に応じた遊具の設置、配置等を考慮し、遊び場の確保を図ります。	みどり公園・水辺課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 子どもの発育段階に対応した遊具を計画的に整備・補修します。	



## 施策4 まちのバリアフリー化

### 施策の方向

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 1	歩道のバリアフリー化事業	歩行者の安全性の向上や、妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代にも優しいまちづくりを進めるため、歩道の段差改修等を行い、歩道のバリアフリー化を進めます。	道路整備課
		今後の取組み	
		平塚市バリアフリー基本構想に位置づけられた生活関連経路における歩道の巻込み部の段差改修等を行います。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 2	(総) 公共交通のバリアフリー化	妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代を含めた全ての市民の公共交通による移動の利便性や安全性の向上を図るために、市内の交通事業者に対して、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組み	
		ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシー導入率の向上に向け、交通事業者と連携を図りながら、導入を支援します。	



## 施策5 有害環境の改善

### 施策の方向

地域住民、関係団体等の協力のもと、子どもの健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 1	環境実態調査	県が主催する青少年を取り巻く環境実態調査に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組み	
		現状どおりの調査を継続して行っていく予定です。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 2	違反屋外広告物除去事業	道路上等における違反屋外広告物（風俗広告物含む）の掲示により、青少年の育成に悪影響を与える恐れも考えられるため、この課題を未然に防止する観点からも実施します。	まちづくり政策課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年1回の除却キャンペーンの開催を継続して行います。</li> <li>・ 職員による巡回、地域のボランティアの協力等により除却活動を継続していきます。</li> </ul>	

## 基本目標 5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）

基本目標5「子どもと親の健康づくり」については、国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けた施策となっています。

そのため、基本目標5「子どもと親の健康づくり」は「平塚市母子保健計画」として位置づけ、施策を展開していきます。

平塚市の母子保健計画は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現のため3つの基盤課題と2つの重点課題を柱として実施していきます。

### 施策 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題 A

#### 施策の方向

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

#### 現状と課題

現在、超少子高齢化や核家族化、世代間の断絶、高齢出産、子育て不安、児童虐待、子どもの貧困連鎖、関係性の喪失など子どもと親を取り巻く環境が激変しています。

平成29年4月に開設した、「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラームはぐくみ」では、妊婦全数面接の結果、約1割がハイリスクであることを把握しました。その内訳は、未婚、メンタルヘルス不調、若年妊娠、生活困窮者、支援者がいない等です。このような現状を踏まえると、特に母子の心身の健康への支援や、家族を含めた子育て環境を整える支援が重要となります。そのため、関係機関との連携の充実・強化を図り、妊娠期から出産、子育てまでの各種教室、健診、相談等を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりと切れ目のない支援に取り組んでいます。

一方、健やかな妊娠・出産の為には、妊娠前から体調を整える「プレコンセプションケア（プレ＝前、コンセプション＝受胎、おなかの中に新しい命を授かること）が大切です。プレコンセプションケアは、具体的に妊娠を計画している女性だけでなく、すべての妊娠可能年齢の女性とそのパートナーが、いつの日か赤ちゃんが授かり、将来の家族がより健康であることを意識し、行動することが大切です。

また、親の子育ての仕方や生活習慣は子どもの成長に大きな影響を与えるため、親が子どもの発育・発達について知識を得る機会を提供することが必要です。

これらのことから、若い世代に対しプレコンセプションケアの啓発を行い、妊娠後は妊婦一人ひとりの栄養や生活環境などの個別的な要因に目を向け、妊婦が抱える問題を

出産までに解決できるように調整することが大切です。

本市の乳幼児健診は、乳児期は個別健診で医療機関にて実施し、幼児期は集団健診で保健センターにて実施しています。1歳6か月児健診の状況を見ると、言葉の理解や発語が遅いという相談の割合が増えています。DVDやテレビ、スマートフォン等が手軽に子どものおもちゃ替わりになることで、言葉の理解や発語の遅れに影響しているものと考えられます。親子の関わりややりとり遊びは、人とのコミュニケーションである言葉をはぐくみます。また、社会性や健康な体を作る基礎にもなります。子どもにとって望ましい生活リズムや運動、遊びについて、乳児期のうちに保護者に情報提供できるよう、平成29年度から7か月児相談を実施しています。また、集団健診や相談の場で、DVDやテレビ、スマートフォン等の影響及び親子遊びの効果について保護者の理解を深める取り組みをしています。しかし、テレビの視聴時間は減少傾向にあるものの、スマートフォン・タブレットの使用に歯止めがかからないため、経過を見守るとともに、適正利用に関する情報提供をする必要があります。

歯の健康に目を向けると、本市におけるむし歯がない3歳児の割合、重度のむし歯（1人で6本以上）を保有している3歳児の割合は、減少傾向にあります。

フッ化物の利用等、むし歯予防への関心は高まる一方、食習慣や生活習慣、親子の関わり等、むし歯の発生原因も複雑化しており、健全な口腔発育のため、引き続き保護者への情報提供が必要となります。

## 事業

### ① 妊産婦の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 1	(総) 妊婦健康診査	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように妊婦健康診査の受診を促します。	健康課
		今後の取組み	
		定期的に受診し、医師や助産師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	
5(1)① 2	(総)(困) 妊産婦の相談の充実	妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の交付時は、保健指導体制をとって相談に臨みます。</li> <li>妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報を提供します。</li> <li>ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 3	(総) 妊産婦への教育 の充実	健やかな妊娠・出産・産後のため、妊産婦への教育を行います。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>合併症予防、流産、低出生体重児、産後うつなどの予防や早期発見の教育を行います。</li> <li>将来の生活習慣病の発症予防のための教育を行います。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 4	(総) 産後デイサービス「産後ルームママはぐ」	母子の孤立化を予防し、心身の回復を図り、健やかな育児ができるように支援します。	健康課
		今後の取組み	
		母子の孤立化を予防するための集いの場の拡充と整備をします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 5	(総) 産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭に対し、市が委託したヘルパーを派遣し、育児や家事等をサポートします。	健康課
		今後の取組み	
		受託できる事業者が少ないため、事業者を増やすようホームページや広報等で周知します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 6	(総) 産後メンタルヘルス相談	妊産婦のメンタルヘルス不調の早期発見や重症化防止及び虐待防止のため、個別相談を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		妊産婦のメンタルヘルス不調を早期に把握し、専門職による相談を行うことで、不安定さを抱える母親やその家族を支援します。	

## ② 乳幼児の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 1	(総) 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態の確認及び心身の問題の早期発見・早期治療や支援を目的に健康診査を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査受診率の向上に努めます。</li> <li>未受診者への受診勧奨を行います。</li> <li>関係機関と連携し、未受診者等の状況把握の体制を強化します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 2	(総)(困) 乳幼児期の相談の充実	未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		今後の取組み	
		乳児期の相談の場である7か月児相談のさらなる啓発を図り、望ましい生活習慣を確立した児を増やします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 3	(子)(総)(困) 訪問事業	乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		こんにちは赤ちゃん訪問の実施率の向上を目指していきます。 (参考値：平成30年度実績96.1%)	
5(1)② 4	(総) 学習の場の提供	7か月児相談、幼児健診等で年齢に合わせた生活習慣に関する学習機会を提供し、親の育児に関する知識を豊かにすることで子どもの健やかな成長を支えます。	健康課
		今後の取組み	
		7か月児相談、幼児健診や幼稚園・保育所・認定こども園への巡回教室等で生活習慣(生活リズム、外遊び、食事、睡眠、歯の健康等)に関する情報について、学習の機会を提供します。	
5(1)② 5	感染症対策の推進	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		定期予防接種の重要性について、ホームページ、広報紙、個別通知等、各種事業で周知します。	
5(1)② 6	5歳児健康診査	発達に課題を持つ子どもたちが支援を受けずに就学・就職して、困難な状況に陥りがちなことから、市内の5歳児を対象に、スクリーニング調査により健康診査を実施し、要支援という結果が出た子どもに対し、必要な支援を行っていきます。	こども家庭課
		今後の取組み	
		対象を全市に拡大し、必要な支援を継続します。	
5(1)② 7	保育所における食育の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		今後の取組み	
		クッキング保育やバイキング給食、ボードを使用したの食品構成遊び等を実施します。	

## 施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題B

### 施策の方向

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

### 現状と課題

子どもは家庭生活を中心に生活習慣等を身につけて育ちます。小学校低学年までは自分よりも大人の判断を信頼し大人に依存していますが、徐々に同性の友人との仲間集団の中でルールを作りながら自立性を発達させていきます。そして、思春期になると心と身体の両面での発達が加速される中でその変化を受け入れ、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始めます。思春期に自己肯定感を持ち、自分自身が大切な存在であると思えることは、子どもがたくましく人生を生きていくための重要な課題です。

身体面に目を向けると、男子・女子ともに昭和52年以降、肥満傾向児の出現率は増加傾向でしたが、平成15年度あたりから概ね減少傾向になっており、本市も全国と同じ傾向にあります。子どものころからの生活習慣病予防について、適切な食習慣の普及・啓発を含めて、引き続き取り組む必要があります。また、全国的にみると、やせの子どもが年々増加しています。本市も同じ傾向にあるため、経過を見ていく必要があります。

歯及び口腔の健康については、平成30年度の平塚市学校保健統計調査の結果から、むし歯がない中学校1年生の割合は増加しています。しかし、初期むし歯や歯肉に炎症のある者は横ばいとなっています。特に歯周病は成人期につながる健康課題のひとつであり、予防のための知識や自分にあったセルフケアの習得や適切な歯科保健指導が必要です。

### 事業

#### ① 学童期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 1	生活習慣病予防・歯の健康に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>体格の実態を把握します。</li> <li>生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。</li> </ul> ①小学校4～6年生の体格調査と健康教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施	学務課
		今後の取組み 引き続き、体格の実態の把握、生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 2	健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防に関する実態の把握をします。</li> <li>生活習慣病予防に関する健康教育を実施します。</li> <li>①朝食を欠食する子どもの割合の減少</li> <li>②睡眠が6時間未満の子どもの割合の減少</li> <li>③運動・スポーツを週3回以上する子どもの割合の増加</li> </ul>	教育指導課
		今後の取組み	
		生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るために、また、運動に親しむ資質や能力を育てるために、学校教育全体を通して健康に関する教育を推進していきます。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 3	(困) 学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患(尿)検査、同2次検査、同3次精密検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、小学校歯科巡回指導を実施します。</li> <li>各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施します。</li> </ul>	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、各種健康診断等を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 4	(総)(困) スクールカウンセラー派遣事業	3(2)2事業の再掲	子ども教育相談センター
		今後の取組	

## ② 思春期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 1	思春期の教育の充実	母性・父性を養い、将来に向けた健全な身体づくりに関する教育を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>将来に向けた身体づくりや性に関する知識の普及に努めます。</li> <li>思春期対策連絡会の実施等で関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 2	(総)(困) こころと命のサポート事業	1(3)8事業の再掲	福祉総務課
		今後の取組み	



## 施策3 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

### 施策の方向

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

### 現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の伸展等、子育て家庭とそれを取巻く環境は複雑に変化してきています。親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、地域のネットワークをつくり、社会全体で親子を温かく見守ることが望まれています。

働く親を支援し、親子を孤立させないための施策として、様々な子育てサービスの提供に努めています。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 1	(子)(総)(困) 一時預かり事業	2(1) 1事業の再掲	保育課
		今後の取組み	
5(3) 2	(子)(総)(困) ファミリー・サ ポート事業	2(1) 2事業の再掲	保育課
		今後の取組み	
5(3) 3	(子)(総)(困) 子育て支援セン ター事業	2(2) 1事業の再掲	保育課
		今後の取組み	
5(3) 4	(子)(総)(困) つどいの広場事業	2(2) 2事業の再掲	保育課
		今後の取組み	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 5	開放保育事業	2(2)3事業の再掲	保育課
		今後の取組み	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 6	(困) 赤ちゃん広場事業	2(2)4事業の再掲	保育課
		今後の取組み	

## 施策4 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①

### 施策の方向

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあると言われます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠がわかった時から情報提供と相談の場を提供し、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を行っていきます。

### 現状と課題

親が感じる育てにくさには、子どもの心身の発達・発育の偏り、疾病等によるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身の不調等によるものなど多面的な要素を含んでいると言われます。

育てにくさは親の育児不安等を増強させるため、親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、親子に適切な時期に適切な支援を行うことが大切です。

保健センターでは、家庭訪問・育児相談・健診等の場面で、子どもの発達や関わり方等に不安を持ち、育てにくさを感じている親への支援として、健診事後フォロー教室を実施しています。

また、主に子どもの発達等の相談はこども発達支援室で受け、子どもの状態に則した支援を提供しています。親には子どもへの理解を深められるように支援し、関わり方について一緒に考えながら助言しています。また、幼児期から学童期に切れ目ない支援が継続できるように、はぐくみサポートファイル<sup>※</sup>の活用を広げていますが、関係機関とのさらなる連携を図っていく必要があります。

※「はぐくみサポートファイル」は、発達に課題がある子どもをもつ保護者が、子どもの発達のあゆみとして記録するとともに、支援機関等へのスムーズな情報提供をサポートするためのツール。

## 事業

### ① 親への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 1	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持つことができるように、育てにくさを感じている親の実態を把握しながら支援していきます。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健診票から実態を把握します。</li> <li>・ 子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。</li> <li>・ 幼児健診事後フォロー教室を実施します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 2	子育て講座	子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善していきます。	こども家庭課
		今後の取組み	
		子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善していく講座を開催します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 3	ペアレントトレーニング	発達に障がいを持つ子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、ペアレントトレーニングの効果が見込まれる希望者に対して、10回コースの講座を実施します。また、より多くの保護者へのダイジェスト講座、幼稚園・保育所、小・中学校等の指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施していきます。	こども家庭課
		今後の取組み	
		より多くの保護者が受講できるように講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場から共感的に悩み等を聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえるようにその育成に取り組みます。	

### ② 子どもへの支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 1	(困) こども発達支援室の療育相談	子どもの発達の不安の相談を電話や面接により対応します。また、心理相談、言語聴覚士による相談、作業療法士による相談、小児精神科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。	こども家庭課
		今後の取組み	
		相談事業を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 2	発達支援コーディネーターの育成・配置	公立保育所及び認定こども園に、専門的知識を持った「発達支援コーディネーター」を育成・配置し、障がい児や配慮が必要な子ども及び保護者に対するきめ細やかな支援を行います。	保育課  こども家庭課
		今後の取組み	
		研修を継続して行い、発達支援コーディネーターを育成し、公立保育所及び認定こども園に配置します。	

### ③ 障がい児への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 1	地域療育システム事業	障がい児、発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように医療・保健・教育・地域・福祉等の連携を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		関係機関との連携を継続・強化します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 2	福祉サービス費の支給	障がい児等に対する各種福祉サービス費を支給し、障がい児等の発達支援及び保護者の介護負担軽減を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		サービスについての情報提供をし、適切に支給します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 3	障がい児保育	2(1)5事業の再掲	保育課
		今後の取組み	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 4	統合保育	保育を必要としないが、集団保育による療育を必要とする児童を対象に、健常児との関わりの中で、児童の発達促進を図るため、保育所における統合保育を行います。 なお、保育所の待機児童の解消との関連を視野に入れながら、実施について検討するものとします。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		統合保育の実施に向けた検討を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 5	体験・交流保育事業	乳幼児健診、育児相談及び療育相談等でフォローが必要とされる児童を対象に、幼稚園や保育所において、健常児と集団生活をともに経験することにより、児童の健やかな成長を図ります。また、保護者への育児支援を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課  こども家庭課  学務課  教育指導課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診や育児相談等においてフォローが必要とされる児童を受入れ、体験保育を実施します。</li> <li>障がいのあるなしにかかわらず、全ての園児が幼稚園において集団で生活し、ともに活動できるように支援します。</li> </ul>	

## 施策5 児童虐待の防止対策 重点課題②

### 施策の方向

子どもの虐待を防ぎ、全ての子どもが健やかに成長できるような社会を構築するため、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時等、妊娠期から関わるのが重要です。本市では、平成29年度に「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラームはぐくみ」を設置し、さらなる早期発見・早期対応ができるように努めております。新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携とともに、その対応策として、子どもの保護・支援、保護者支援の体制づくりを進めます。

### 現状と課題

児童虐待件数は年々増加しており我が国の大きな問題ですが、本市においては、心理的虐待及びネグレクトを合わせた件数が全体のおよそ7割を占めています。また、被虐待児のおよそ半数は、未就学児となっています。

虐待防止のためには妊娠期から適正に関わることで問題を早期に顕在化し、解決に向けて取り組むことが必要です。望まない妊娠、未婚、若年・高齢妊娠等は虐待に繋がるリスクが高いため、「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラームはぐくみ」や関係機関において早期に把握し、連携強化と情報共有により、質の高い支援をすることが必要です。

### 事業

#### ① 早期発見・早期対応

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)① 1	(困) ハイリスク者への支援の充実	児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携していきます。	健康課
		今後の取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周産期におけるハイリスク者への対応を行います。</li> <li>・ 家庭訪問、健診等において機会を捉えた対応を行います。</li> </ul>	

#### ② 関係機関との連携

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)② 1	(困) 児童虐待防止ネットワークの充実	1(1)3事業の再掲	こども家庭課
		今後の取組み	

## 各種相談事業の連携

対象者 相談内容	乳児		幼児				少年											大学生		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳～
健康	保健センター(健康課)																			
	こども発達支援室 くれよん						小学校・中学校													
育児	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
	こども総合相談担当(こども家庭課)																			
	こども発達支援室 くれよん																			
栄養							保健センター(健康課)													
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
	こども総合相談担当(こども家庭課)																			
							小学校・中学校													
知的・情緒	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
							こども総合相談担当(こども家庭課)													
							こども発達支援室 くれよん													
性格・行動							幼稚園													
							子ども教育相談センター													
	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
身体							こども総合相談担当(こども家庭課)													
							こども発達支援室 くれよん													
							子ども教育相談センター													
							青少年相談室(青少年課)													
	保健センター(健康課)																			
	こども発達支援室 くれよん																			
生活一般							子ども教育相談センター													
							青少年相談室(青少年課)													
	保健センター(健康課)																			
	こども総合相談担当(こども家庭課)																			

対象者 相談内容	乳児	幼児					少年						高校生			大学生				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳～
保護者への経済支援	こども総合相談担当(こども家庭課)																			
障がい福祉サービス関係	こども発達支援室 くれよん																			
家族関係	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
						こども総合相談担当(こども家庭課)														
虐待	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
						こども総合相談担当(こども家庭課)														
非行																				
						こども総合相談担当(こども家庭課)														
											青少年相談室(青少年課)									
学校生活																				
						こども総合相談担当(こども家庭課)														
											子ども教育相談センター									
不登校																				
											こども総合相談担当(こども家庭課)									
											子ども教育相談センター									
福祉に関わる総合的な相談																				
											保健福祉総合相談窓口(福祉総務課)									
女性に関わる総合的な相談																				
											女性のための相談窓口(人権・男女共同参画課)									
地域における福祉や生活に関する相談																				
											民生委員児童委員の相談(福祉総務課)									
日常生活で困ったこと悩み事などの相談																				
											市民相談室(市民情報・相談課)									
家庭内の法律上の問題など弁護士による相談																				
											市民相談室(市民情報・相談課)									
人権相談																				
											人権擁護委員会による相談(人権・男女共同参画課)									





## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の

### 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。それによりその区域における教育・保育の提供体制の確保や実施時期や需給調整、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保や実施時期を考慮します。



#### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。

## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できる利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

### (1) 「量の見込み」を「認定区分」、「家庭類型」等から算出 ●●●●●●●●

#### ① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

#### 「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則第1条)

- 以下のいずれかの事由に該当すること  
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
    - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
    - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
  - ②妊娠、出産
  - ③保護者の疾病、障がい
  - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
    - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
    - ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
  - ⑤災害復旧
  - ⑥求職活動
    - ・起業準備を含む
  - ⑦就学
    - ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
  - ⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること
  - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
  - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量に応じて、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）に区分されます。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間（11時間）		
		保育短時間（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間（11時間）	1号認定	教育標準時間 （3～4時間）
		保育短時間（8時間）		

## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、家庭類型に分け、1号・2号・3号のどの区分に該当する子どもか想定することが必要です。

アンケート調査結果から、対象となる子どもの親やその就労状況により、下表のとおり8タイプに類型化します。「家庭類型」として区分し、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を導き出します。

母親		父親	ひとり親	フルタイム就労（産休・育休含む）	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
					月120時間以上の就労	月120時間未満60時間以上の就労	月60時間未満の就労	
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労（産休・育休含む）				タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労（産休・育休含む）	月120時間以上の就労			タイプC	タイプE			タイプD
	月120時間未満60時間以上の就労						タイプE'	
未就労				タイプC'				タイプF
							タイプD	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子又は父子家庭）  
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）  
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）  
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）  
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭  
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）  
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）  
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※ 育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、量の見込み（需要）と確保の状況（供給）を確認し、不足する場合は確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の項目 】

認定区分	対象事業	事業の対象家庭	対象年齢
1号	教育認定 幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭 両親就労家庭（幼稚園利用希望）	3～5歳児
2号	保育認定 認定こども園（保育所部分） 保育所	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号	保育認定 認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育（小規模保育等）		0～2歳児

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の対象家庭
1	時間外保育事業（延長保育事業）	在園児の全ての家庭
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）	ひとり親家庭、両親就労家庭
3	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭
4	一時預かり事業 （幼稚園における一時預かり）	在園児の全ての家庭
5	（保育所等における一時預かり）	全ての家庭
6	病児・病後児保育事業	病気や病後回復期の児童がいて保護者の理由等事情により保育が必要な家庭
7	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全ての家庭
8	利用者支援事業	全ての家庭
9	妊婦健康診査事業	全ての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費負担の軽減を必要とする家庭
13	子育て短期支援事業	保護者の事情により児童の養育が一時的に困難になった家庭
14	多様な主体の参入を促進する事業	事業者

### (3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

#### ステップ 1

～家庭類型の算出～  
アンケート回答者を両親の就労状況で分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。P ■ 参照

#### ステップ 2

～潜在家庭類型の算出～  
ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。  
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望  
○現在就労していない母親の就労希望

#### ステップ 3

～家庭類型別の将来児童数の算出～  
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型(割合)を掛け合わせます。

#### ステップ 4

～利用意向率の算出～  
事業やサービスごとに、利用希望者数を回答者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成支援事業等は保育を必要とする家庭に限定しています。

#### ステップ 5

～事業やサービスごとに対象となる児童数の算出～  
将来児童数に潜在家庭類型(割合)を掛け合わせ、家庭類型別児童数を算出します。

本当に利用したい真のニーズ量を算出します。

#### ステップ 6

～ニーズ量の算出～  
家庭類型別児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

※ ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数に掛け合わせて算出した数値です。



## (2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 【今後の方向性】

幼稚園においては、定員に対し、入園率が70%弱となっているため、保育所の見込み等を勘案しながら、認定こども園への移行を検討していきます。

保育所においては、特に1・2歳のニーズを考慮して、小規模保育事業の整備や企業主導型保育事業の地域枠の活用を図っていきます。

認定こども園については、現在、市内には、公立・私立の認定こども園が6園あります。今後、認定こども園の整備や既存の教育・保育施設から認定こども園への移行の際は、必要な支援を行っていきます。

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。教育・保育施設等の利用者（利用希望者）や施設事業者等に制度の周知を図ります。また、今後の利用状況を注視し、ニーズ量に合った提供量（確保方策）の確保に努めます。

### 【令和2年度】

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,787人			3,486人	1,645人
需要率		46.1%	7.3%	42.6%	42.7%	16.0%
ニーズ量の見込み		2,668人	422人	2,463人	1,487人	263人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	855人		2,551人	1,409人	366人
	確認を受けない幼稚園	3,430人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	44人	13人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	34人	11人
	提供量合計	4,285人		2,557人	1,487人	410人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,195人		94人	0人	147人

※ 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

※ 各年度の提供量は、基準の範囲内で定員以上の受入れを行う分も見込んだものです。



### 【令和3年度】

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,660人			3,443人	1,617人
需要率		46.4%	7.3%	43.0%	43.4%	16.1%
ニーズ量の見込み		2,626人	413人	2433人	1,495人	261人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,589人	1,409人	386人
	確認を受けない幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	77人	18人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	34人	11人
	提供量合計	4,144人		2,595人	1,520人	415人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,105人		162人	25人	154人

### 【令和4年度】

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,457人			3,471人	1,589人
需要率		46.6%	7.3%	43.4%	44.2%	16.3%
ニーズ量の見込み		2,543人	398人	2,369人	1,535人	259人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,589人	1,409人	386人
	確認を受けない幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	96人	18人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	34人	11人
	提供量合計	4,144人		2,595人	1,539人	415人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,203人		226人	4人	156人

### 【令和5年度】

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,365人			3,411人	1,559人
需要率		46.8%	7.4%	43.9%	45.0%	16.5%
ニーズ量の見込み		2,511人	397人	2,353人	1,535人	257人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,589人	1,409人	386人
	確認を受けない幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	96人	18人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	34人	11人
	提供量合計	4,144人		2,595人	1,539人	415人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,236人		242人	4人	158人

### 【令和6年度】

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,292人			3,350人	1,526人
需要率		47.1%	7.4%	44.3%	45.8%	16.6%
ニーズ量の見込み		2,493人	392人	2,344人	1,535人	253人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,589人	1,409人	386人
	確認を受けない幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	96人	18人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	34人	11人
	提供量合計	4,144人		2,595人	1,539人	415人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,259人		251人	4人	162人

### 【0～2歳の保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計	5,131人	5,060人	5,060人	4,970人	4,876人
提供量合計	1,864人	1,883人	1,883人	1,883人	1,883人
保育利用率	36.3%	37.2%	37.2%	37.9%	38.6%







## (4) 幼稚園における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### 【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。子ども・子育て支援新制度の幼稚園及び認定こども園において実施しています。

### 【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度見込み
延べ利用者数	4,421人	11,212人	10,168人	18,365人	人
実施箇所数	4か所	6か所	6か所	7か所	か所

### 【今後の方向性】

制度や利用方法の周知を図り、ニーズに対応していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	18,218人	17,917人	17,339人	17,145人	17,009人
実施箇所数 (確保方策)	7か所	9か所	9か所	9か所	9か所
提供量	18,218人	17,917人	17,339人	17,145人	17,009人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量、提供量は延べ利用者数  
※ 上記以外の幼稚園においても、預かり保育を実施しています



(5) 保育所等における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

**【事業概要】**

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

**【現状】**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
延べ利用者数	15,105人	15,345人	17,036人	15,412人	人
実施箇所数	18か所	19か所	19か所	19か所	か所

**【今後の方向性】**

子どもの預かりを必要とするときに対応ができるよう、事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	16,858人	16,763人	16,668人	16,574人	16,481人
実施箇所数 （確保方策）	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
提供量	16,858人	16,763人	16,668人	16,574人	16,481人
過不足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量、提供量は延べ利用者数













## ( 1 1 ) 養育支援訪問事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### 【事業概要】

乳児の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会（児童虐待防止等ネットワーク協議会）を設置しています。

### 【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
訪問人数	6人	4人	4人	4人	人

※ 訪問人数は実人数

### 【今後の方向性】

適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	10人	10人	10人	10人	10人
実施体制 （確保方策）	事業所に委託しヘルパー派遣を実施。				

※ ニーズ量は実人数













